



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

# 区画整理だより

&lt;発行日&gt;

令和2年1月吉日

&lt;発行者&gt;

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合  
理事長 山田 諒司

※組合事務所

日進市赤池町箕ノ手2番地1155  
Tel/Fax. (052) 807-3126

&lt;ホームページアドレス&gt;

<http://www.nisshin-akaike.com/>

## 「令和2年新年のご挨拶」

理事長 山田 諒司

新春の候、組合員の皆様にはますますご繁栄のことと心からお喜び申し上げます。旧年中は格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

組合の事業につきましては、3ページの年度別整備予定図に記載のある通り、令和元年度整備完了予定地区について引続き工事を進め、令和2年度整備完了予定地区についても、地区南側を中心として順次工事を進める予定でいます。

保留地の販売につきましては、工事の進捗状況により、第2期販売区画の予定をしています。販売開始の際は、組合ホームページにて告知し、詳細を掲載して参りますので、よろしくお願いいたします。

現在移転等の関係で仮住まいをされている方々に対して、移転先の整地工事・ライフライン整備を行い、一日も早く宅地を利用して頂けるよう工事を進めていますので、もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

組合事業も本年で10年目となり、3月には役員改選の総会を予定しております。その節にはご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

地区内では戸建て、アパート、マンションの建築が進み人口も増え、プライムツリー赤池では様々なイベントが開催され、多くの来場者により賑わいが増し、交通量も増しています。工事に際しては、皆様には何かとご不便等をおかけする場合がありますと存じますが、地域住民の安全第一で工事をしてまいります。何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

### 宅地（第1期保留地）分譲中

組合では、現在、保留地を分譲中です。

詳細は組合ホームページをご覧ください。




<http://www.nisshin-akaike.com/>

### ◇ 目次 ◇

- ・令和2年新年のごあいさつ …1頁
- ・令和元年度第1回総代会報告 …2頁
- ・令和元年度第2回総代会報告 …3頁
- ・年度別整備予定図 …3頁
- ・組合からのお願い …4頁

## 令和元年度第1回総代会

令和元年8月6日（火）開催の令和元年度第1回総代会において、平成30年度決算関係など4議案が上程され、原案どおり可決承認されました。

認定・議案		内 容
平成30年度 決算関係	認定第1号	平成30年度事業報告について
	認定第2号	平成30年度経費収入支出決算について
	認定第3号	平成30年度末財産目録について
議案第1号		令和元年度経費収入支出補正予算について

### ■ 平成30年度収支決算書（概要）

収入額 金 2,019,219,163 円  
 支出額 金 947,692,241 円  
 差引残額 金 1,071,526,922 円（平成31年度への繰越金）

収入の部		
科目	決 算 額 (円)	説 明
保留地処分金	352,184,721	保留地処分7区画分
国庫補助金	225,204,000	平成30年度国庫補助金（繰越分も含む）
助成金	139,170,000	平成30年度市補助金（繰越分も含む）
雑収入	27,901,742	臨時駐車場代、出資配当金、預金利子、諸証明手数料等
借入金	0	
繰越金	1,274,758,700	平成29年度繰越金
<b>収入合計</b>	<b>2,019,219,163</b>	

支出の部		
科目	決 算 額 (円)	説 明
工事費	421,443,640	区画・特殊道路築造費、水路築造費、整地費、工事雑費
補償費	351,811,171	建物等移転補償費、電柱移設費
負担金	94,876,920	上水道新設負担金、下水道新設負担金
調査設計費	46,427,800	工事施工管理業務、工事実施設計等業務、 移転物件補償調査積算、常用測量、 仮換地指定変更業務
会議費	228,000	総代会費、評価員会費
事務所費	31,792,230	事務委託費、役員報酬、事務職員給料、PC等リース代、 保留地処分諸費、需用費等
利子償還金	0	
雑支出	1,112,480	顧問弁護士料、県・市連合会費等
予備費	0	
元金償還金	0	
<b>支出合計</b>	<b>947,692,241</b>	

令和元年度第2回総代会

令和元年12月12日(木)開催の令和元年度第2回総代会において、補正予算、仮換地、保留地の変更、第6回事業計画の変更について等、6議案が上程され、原案どおり可決承認されました。なお、事業計画の変更については、現在愛知県に認可申請中となっております。

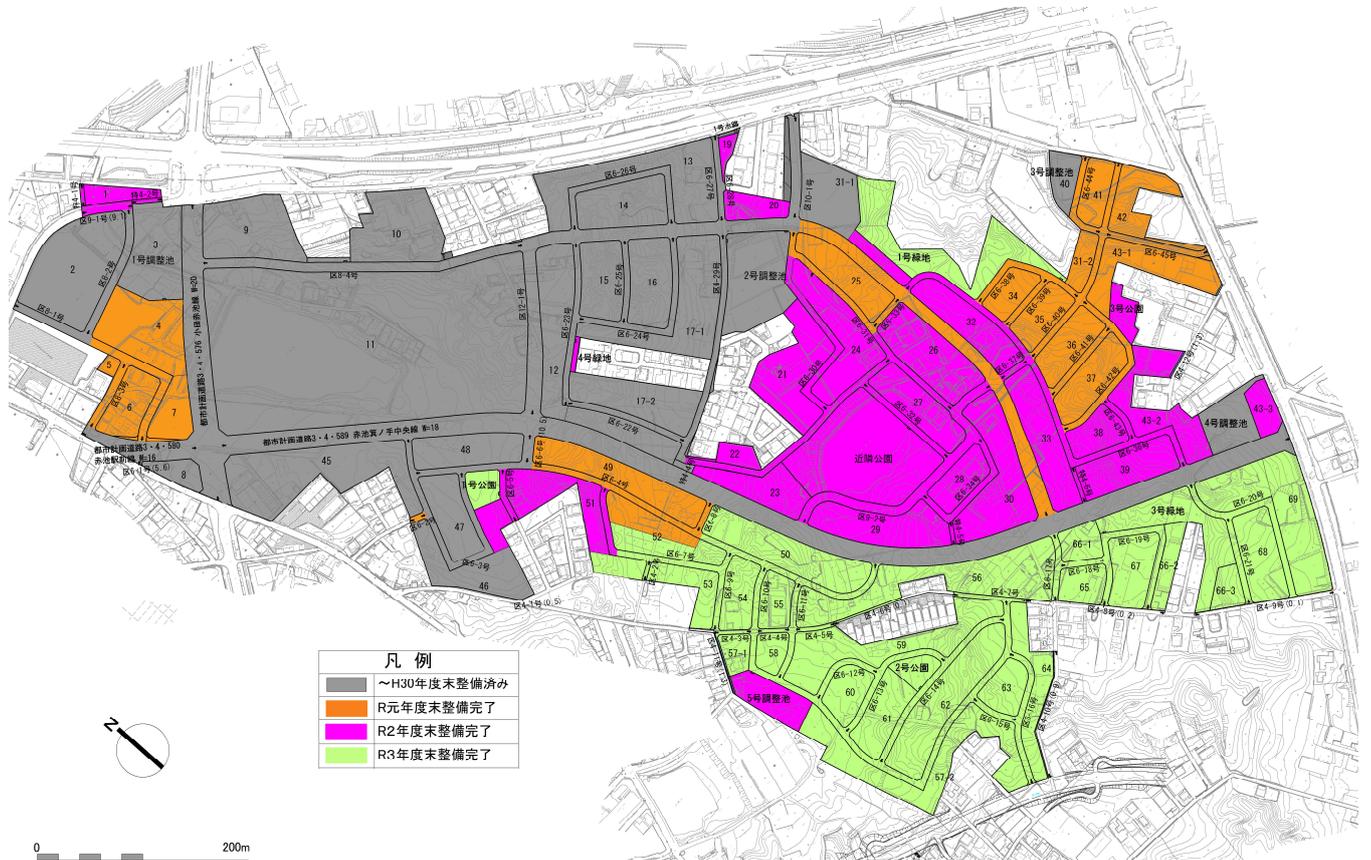
議案・同意	内 容
議案第1号	令和元年度経費収入支出補正予算について
議案第2号	仮換地の一部指定変更について
議案第3号	保留地の一部変更について
議案第4号	事業計画の変更について
議案第5号	定款の一部変更について
同意第1号	評価員の選任について

年度別整備予定図

予定図の着色年度は道路・宅地整備予定の年度を表現しています。

(※今後、変更となる場合があります。)

工事が完了しますと、街区(ブロック)単位で“使用収益開始通知書”を土地所有者にお出しします。なお、使用収益開始された土地の管理(杭の保全、草刈等)は、個人の責任においてお願いいたします。



【第5回事業計画変更認可図面】

## 組合からのお願い

### ・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき          | ④ 複数名義から単独名義になったとき                       |
| ② 贈与、相続されたとき       | ⑤ 合筆、分筆されたとき                             |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

### ・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

### ・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

### ・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。

立入時間：日の出より日没まで

### 組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

### 問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）